

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、（いわゆるバーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

①連結子会社の数

連結される子会社 5社

②連結子会社の名称及び主要な業務

- ・東和オフィス株式会社（ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務）
- ・東和信用保証株式会社（信用保証業務）
- ・東和カード株式会社（クレジットカード業務）
- ・東和銀リース株式会社（リース業務）
- ・東和フェニックス株式会社（金融関連業務）

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の名称及び主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概 要
普通株式	32,656万株	完全議決権株式
取得請求権付第一種優先株式	132万株	
取得請求権付第二種優先株式	17,500万株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード&プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行って

います。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

^(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。

証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と同様に市場リスク及び市場リスクが存在します。

なお、当行は再証券化商品を保有していません。

(2) 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリスク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「標準的手法」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての関与がありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード＆プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象が生じることから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

^(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）^(注)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

^(注) VaR…一定の確率の下での予想最大損失額

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、統合リスク管理部が市場リスクの状況をモニタリングしています。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

統合リスク管理部は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュエーション（BPV）^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュエーション・アット・リスク（VaR）などの計測手法を用いて、計量しています。

その他、ストレス・テストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

^(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

^(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

【定量的な開示事項】連結（平成25年9月期）

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。
なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）（単位：百万円）

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 剰 余 金	31,184	31,179
	利 益 剰 余 金	19,027	25,027
	自 己 株 式(△)	167	407
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額(△)	16	25
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	新 株 予 約 権	78	108
	連結子法人等の少数株主持分	1,139	1,156
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営 業 権 相 当 額(△)	—	—
	の れ ん 相 当 額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	89,898	95,693
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 注1	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538	2,576
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,740	5,024
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
	うち 永 久 劣 後 債 務 注2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 注3	—	—
	計	8,278	7,600
うち自己資本への算入額 (B)		8,278	7,600
控除項目	控 除 項 目 注4 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	98,177	103,294
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	915,236	931,248
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	15,869	15,082
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト の 額 (E)	931,105	946,331
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	58,545	60,594
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,683	4,847
計(E) + (F) (H)		989,651	1,006,925
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100		9.92%	10.25%
(参考)Tier 1比率 = (A)/(H) × 100		9.08%	9.50%

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)（単位：百万円）

項 目	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	931,105	37,244	946,331	37,853
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	237	9	545	21
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	161	6	153	6
9. 我が国の政府関係機関向け	6,231	249	7,216	288
10. 地方三公社向け	35	1	35	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,045	441	17,682	707
12. 法人等向け	569,807	22,792	571,525	22,861
13. 中小企業等向け及び個人向け	122,910	4,916	138,154	5,526
14. 抵当権付住宅ローン	98,084	3,923	94,795	3,791
15. 不動産取得等事業向け	55,812	2,232	53,508	2,140
16. 三月以上延滞等	5,471	218	5,375	215
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,957	358	8,879	355
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	58	2	29	1
21. 上記以外	30,579	1,223	26,148	1,045
22. 証券化(オリジネータの場合)(うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネータ以外の場合)(うち再証券化)	5,684	227	5,797	231
24. 複数の資産を裏付けとする資産	157	6	1,401	56
オフ・バランス取引等	15,869	634	15,082	603
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	58,545	2,341	60,594	2,423
総所要自己資本額		39,586		40,277

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

4. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関
する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存
期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結)

(単位：百万円)

平成24年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
国内	1,698,082	1,260,865	437,205	12
国外	55,329	—	55,329	—
地域別合計	1,753,412	1,260,865	492,535	12
製造業	184,561	171,977	12,583	—
農業、林業	1,184	1,184	—	—
漁業	142	142	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	110	110	—	—
建設業	77,891	76,979	911	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,539	1,446	3,092	—
情報通信業	11,176	3,974	7,201	—
運輸業、郵便業	33,593	31,978	1,615	—
卸売業、小売業	110,921	97,930	12,990	—
金融業、保険業	144,272	53,183	91,078	10
不動産業、物品賃貸業	196,376	188,216	8,159	—
各種サービス業	142,642	138,982	3,657	2
国・地方公共団体	450,852	126,044	324,807	—
その他	395,148	368,710	26,437	—
業種別合計	1,753,412	1,260,865	492,535	12

(連結)

(単位：百万円)

平成25年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
国内	1,738,383	1,290,676	447,639	66
国外	51,472	—	51,472	—
地域別合計	1,789,855	1,290,676	499,112	66
製造業	184,982	166,262	18,719	0
農業、林業	1,069	1,069	—	—
漁業	119	119	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	88	88	—	—
建設業	78,998	77,958	1,040	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,542	1,419	2,123	—
情報通信業	12,401	4,155	8,245	—
運輸業、郵便業	35,281	32,349	2,932	—
卸売業、小売業	105,648	91,496	14,152	—
金融業、保険業	149,878	61,214	88,598	64
不動産業、物品賃貸業	182,417	181,832	584	—
各種サービス業	155,318	147,543	7,773	0
国・地方公共団体	479,033	156,877	322,156	—
その他	401,075	368,289	32,785	—
業種別合計	1,789,855	1,290,676	499,112	66

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

平成24年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
1年以下	403,574	338,443	65,118	12
1年超3年以下	298,467	219,304	79,163	—
3年超5年以下	238,989	150,926	88,062	—
5年超7年以下	177,048	98,725	78,322	—
7年超10年以下	187,003	118,207	68,795	—
10年超	419,595	321,334	98,260	—
期間の定めのないもの	28,015	13,204	14,811	—
その他	715	715	—	—
残存期間別合計	1,753,412	1,260,865	492,535	12

(連結)

(単位：百万円)

平成25年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
1年以下	362,637	320,055	42,515	66
1年超3年以下	328,614	223,282	105,332	—
3年超5年以下	274,410	163,930	110,479	—
5年超7年以下	183,691	103,805	79,886	—
7年超10年以下	148,230	118,179	30,050	—
10年超	457,942	347,231	110,710	—
期間の定めのないもの	33,567	13,430	20,137	—
その他	757	757	—	—
残存期間別合計	1,789,855	1,290,676	499,112	66

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
国内	5,944	5,715
国外	—	—
地域別合計	5,944	5,715
製造業	695	732
農業、林業	19	2
漁業	140	108
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	724	703
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	72
卸売業、小売業	444	426
金融業、保険業	94	—
不動産業、物品賃貸業	1,254	918
各種サービス業	654	590
地方公共団体	—	—
その他	1,916	2,160
業種別合計	5,944	5,715

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年9月30日	6,267	△527	5,740
	平成25年9月30日	5,417	△393	5,024
個別貸倒引当金	平成24年9月30日	8,368	△2,151	6,216
	平成25年9月30日	6,811	△453	6,358
合 計	平成24年9月30日	14,635	△2,679	11,956
	平成25年9月30日	12,229	△846	11,382

- (注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。
2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。
3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っておりません。

業種別

(連結) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成24年9月30日	平成25年9月30日
製造業	1,707	1,798
農業、林業	1	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	486	383
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	12	346
運輸業、郵便業	139	234
卸売業、小売業	358	368
金融業、保険業	145	114
不動産業、物品賃貸業	814	702
各種サービス業	1,355	1,278
地方公共団体	—	—
その他	1,195	1,130
合 計	6,216	6,358

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成24年9月30日	平成25年9月30日
製造業	358	124
農業、林業	5	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	116	138
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	202	—
卸売業、小売業	24	106
金融業、保険業	10	—
不動産業、物品賃貸業	425	0
各種サービス業	364	548
地方公共団体	—	—
その他	378	257
合 計	1,887	1,175

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	418,599	131	447,599
10%	—	168,167	—	172,573
20%	78,564	175	92,625	175
35%	—	280,242	—	270,843
50%	2,509	1,391	5,220	877
75%	—	163,880	—	184,205
100%	—	660,343	—	658,973
150%	—	1,631	—	1,659
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	81,073	1,694,433	97,977	1,736,909

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結) (単位：百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	8,060		11,929	
上記に該当しない出資等	4,381		1,422	
合 計	12,441	12,441	13,351	13,351

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
売却損益額	—	△10
償却額	0	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	△246	3,417
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額

当行連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから算出を行っていないため、単体の記載をご参照下さい。

【定量的な開示事項】単体（平成25年9月期）

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 準 備 金	17,500	17,500
	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,684	13,679
	利 益 準 備 金	616	883
	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,782	23,614
	そ の 他	—	—
	自 己 株 式(△)	167	407
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新 株 予 約 権	78	108
	営 業 権 相 当 額(△)	—	—
	の れ ん 相 当 額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	88,147	94,032
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538	2,576
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,673	4,925
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
	うち永久劣後債務 ^{注2}	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	—	—
	計	8,211	7,501
	うち自己資本への算入額 (B)	8,211	7,501
控除項目	控 除 項 目 ^{注4} (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	96,359	101,533
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	919,967	935,091
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	15,869	15,082
	信用リスク・アセットの額 (E)	935,837	950,174
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	57,502	59,593
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,600	4,767
	計(E) + (F) (H)	993,339	1,009,767
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100		9.70%	10.05%
(参考)Tier 1比率 = (A) / (H) × 100		8.87%	9.31%

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	935,837	37,433	950,174	38,006
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	237	9	545	21
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	161	6	153	6
9. 我が国の政府関係機関向け	6,231	249	7,216	288
10. 地方三公社向け	35	1	35	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,036	441	17,673	706
12. 法人等向け	583,051	23,322	583,678	23,347
13. 中小企業等向け及び個人向け	122,546	4,901	137,934	5,517
14. 抵当権付住宅ローン	98,084	3,923	94,795	3,791
15. 不動産取得等事業向け	55,812	2,232	53,508	2,140
16. 三月以上延滞等	5,410	216	5,252	210
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,957	358	8,879	355
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	58	2	29	1
21. 上記以外	22,501	900	18,189	727
22. 証券化(オリジネータの場合)(うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネータ以外の場合)(うち再証券化)	5,684	227	5,797	231
24. 複数の資産を裏付けとする資産	—	—	—	—
オフ・バランス取引等	15,869	634	15,082	603
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	57,502	2,300	59,593	2,383
総所要自己資本額		39,733		40,390

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関
する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存
期間別の期末残高

地域別、業種別
(単位) (単位：百万円)

平成24年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
国内	1,708,828	1,265,060	443,755	12
国外	55,329	—	55,329	—
地域別合計	1,764,158	1,265,060	499,085	12
製造業	184,519	171,946	12,572	—
農業、林業	1,184	1,184	—	—
漁業	142	142	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	110	110	—	—
建設業	77,891	76,979	911	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,539	1,446	3,092	—
情報通信業	11,138	3,965	7,172	—
運輸業、郵便業	33,218	31,603	1,615	—
卸売業、小売業	110,387	97,431	12,956	—
金融業、保険業	152,738	53,742	98,985	10
不動産業、物品賃貸業	203,468	195,308	8,159	—
各種サービス業	140,692	137,012	3,677	2
国・地方公共団体	449,548	126,044	323,504	—
その他	394,577	368,140	26,437	—
業種別合計	1,764,158	1,265,060	499,085	12

(単位) (単位：百万円)

平成25年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
国内	1,748,166	1,293,905	454,193	66
国外	51,472	—	51,472	—
地域別合計	1,799,638	1,293,905	505,666	66
製造業	184,972	166,262	18,709	0
農業、林業	1,069	1,069	—	—
漁業	119	119	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	88	88	—	—
建設業	78,998	77,958	1,040	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,542	1,419	2,123	—
情報通信業	12,371	4,155	8,216	—
運輸業、郵便業	34,925	31,993	2,932	—
卸売業、小売業	105,142	91,019	14,123	—
金融業、保険業	158,256	61,688	96,503	64
不動産業、物品賃貸業	188,432	187,847	584	—
各種サービス業	153,498	145,703	7,793	0
国・地方公共団体	477,731	156,877	320,854	—
その他	400,489	367,703	32,785	—
業種別合計	1,799,638	1,293,905	505,666	66

残存期間別

(単位) (単位：百万円)

平成24年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
1年以下	409,334	344,203	65,118	12
1年超3年以下	297,126	219,266	77,859	—
3年超5年以下	238,604	150,541	88,062	—
5年超7年以下	177,013	98,690	78,322	—
7年超10年以下	187,003	118,207	68,795	—
10年超	419,595	321,334	98,260	—
期間の定めのないもの	35,478	12,814	22,664	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,764,158	1,265,060	499,085	12

(単位) (単位：百万円)

平成25年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
1年以下	367,284	324,702	42,515	66
1年超3年以下	327,308	223,278	104,030	—
3年超5年以下	274,051	163,571	110,479	—
5年超7年以下	183,690	103,803	79,886	—
7年超10年以下	148,230	118,179	30,050	—
10年超	457,942	347,231	110,710	—
期間の定めのないもの	41,128	13,135	27,993	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,799,638	1,293,905	505,666	66

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位) (単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
国内	5,859	5,348
国外	—	—
地域別合計	5,859	5,348
製造業	695	732
農業、林業	19	2
漁業	140	108
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	727	700
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	72
卸売業、小売業	444	426
金融業、保険業	94	—
不動産業、物品賃貸業	1,254	918
各種サービス業	654	590
地方公共団体	—	—
その他	1,828	1,796
業種別合計	5,859	5,348

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年9月30日	6,155	△482	5,673
	平成25年9月30日	5,334	△408	4,925
個別貸倒引当金	平成24年9月30日	6,801	△1,958	4,842
	平成25年9月30日	5,427	△379	5,047
合 計	平成24年9月30日	12,957	△2,441	10,515
	平成25年9月30日	10,761	△788	9,973

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。
3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っておりません。

業種別

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成24年9月30日	平成25年9月30日
製造業	1,707	1,798
農業、林業	1	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	486	383
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	12	346
運輸業、郵便業	139	215
卸売業、小売業	358	368
金融業、保険業	145	114
不動産業、物品賃貸業	814	692
各種サービス業	935	911
地方公共団体	—	—
その他	242	217
合 計	4,842	5,047

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成24年9月30日	平成25年9月30日
製造業	358	124
農業、林業	5	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	116	138
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	24	102
金融業、保険業	10	—
不動産業、物品賃貸業	260	0
各種サービス業	250	548
地方公共団体	—	—
その他	22	5
合 計	1,048	919

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位：百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	417,295	131	446,297
10%	—	168,167	—	172,573
20%	78,518	175	92,579	175
35%	—	280,242	—	270,843
50%	2,509	1,348	5,220	785
75%	—	163,394	—	183,913
100%	—	665,494	—	663,135
150%	—	1,614	—	1,630
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	81,028	1,697,735	97,931	1,739,355

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー (注)	51,793	55,504
保証又はクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	8,210	8,349

(注) 預金担保、国債担保が該当

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
グロス再構築コストの額	1	9
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	12	66
派生商品取引	12	66
外国為替関連取引	12	66
金利関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	12	66

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
住宅ローン債権	2,637	4,144
クレジットカード与信・割賦債権	8,931	8,163
オートローン債権	6,019	7,220
リース料債権	5,818	4,241
その他貸付債権	5,016	5,217
合 計	28,423	28,986

②投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体) (単位：百万円)

区 分	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
20%	28,423	227	28,986	231
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	28,423	227	28,986	231

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単体) (単位：百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	7,993		11,865	
上記に該当しない出資等	12,301		9,342	
合 計	20,295	20,295	21,207	21,207

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
売却損益額	—	△10
償却額	0	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	△262	3,403
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

8. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額
金利ショックに対する経済価値の変動額

(単体) (単位：百万円)

		99%タイル値	1%タイル値
経済価値の変動額	平成24年9月30日	△5,269	13,205
	平成25年9月30日	△6,409	9,944

<計測方法及び前提条件>

- ①連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから、単体のみ計測しております。
- ②金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年の計測による金利変動の99%タイル値及び1%タイル値を金利ショックとした経済価値変動額としております。
- ③金利リスク量は、運用勘定と預金等の調達勘定を相殺しております。
- ④流動性預金のうちコア預金については、内部モデルによる預金残高の推計に基づき、金利リスク量を計測しております。